

〈はじめに〉

田園調布学園では、中等部3年の公民の授業で、東京地方裁判所の公判傍聴<sup>こうはんぼうちよう</sup>（刑事裁判で、犯罪があったかどうかについての審理<sup>しんり</sup>を、当事者ではない者が法廷のなかで聴くこと）をおこないます。次の文章と新聞記事を読んで、各問いに答えなさい。

「裁く<sup>さば</sup>」という言葉には、争いごとの正・不正を判定<sup>はんてい</sup>するという意味があります。裁判のなかで間違えてはならないこととはなんでしょうか。それは正・不正の判断を誤り<sup>あやま</sup>、無実の人に罪を与えてしまうことです。これを冤罪<sup>えんざい</sup>といいます。「冤」<sup>あみ</sup>という字は、もともと「網<sup>あみ</sup>」と「兎<sup>うさぎ</sup>」を組み合わせたもので、網の中に身をかめめる兎のようすから、「濡れ衣<sup>ぬぎぬ</sup>」の意味を表しています。誤った刑を受けた人は、ある一定の期間、自由を失うばかりか、精神的にも大きな傷を負うことになります。死刑の判決の場合には命が奪<sup>うば</sup>われ、取り返しがつきません。

支援者らに手を振りながら千葉刑務所を出る菅家利和さん



足利事件 菅家さん釈放

## 逮捕から17年「謝ってほしい」

(1) □□省によると、再審請求<sup>さいしんせいきう</sup>中の受刑者<sup>じゆうしや</sup>について刑の執行<sup>しやうぎん</sup>が停止<sup>ていし</sup>されるのは初めて。

再鑑定<sup>さいかんてい</sup>は、再審請求の即時抗告<sup>そくじかうこ</sup>審を行なう東京高等裁判所が昨年12月に実施<sup>じし</sup>を決定。検察側、弁護側がそれぞれ推薦<sup>すいせん</sup>する鑑定人が鑑定し、5月、いずれも「一致しない」との結果が東京高等裁判所に報告された。

これを受けて東京高等検察庁は4日、「肌着<sup>はだぎ</sup>から抽出<sup>ちしゆ</sup>されたDNAが、真犯人の体液によるものだった可能性が否定できない」として、菅家<sup>すがや</sup>さんの無罪を事実上認める意見書を東京高等裁判所に提出。東京高等裁判所は、検察側、弁護側双方<sup>ふたう</sup>の意見書の内容を踏まえ、再鑑定結果が「無罪を言い渡すべき明らかな証拠の新たな発見にあたる」として再審開始を決定するとみられる。

1 ページの新聞記事（『朝日新聞』2009年6月5日号）は、1990年に栃木県の足利市で⑤<sup>あしかがし</sup>で女児が殺された事件で、2000年に無期懲役の判決を受け、刑務所に入っていた菅家利和（62歳）さんが、逮捕から17年半ぶりに自由の身になったというものです。この事件で菅家さんが犯人である重要な証拠とされたDNA（生物の遺伝の情報を持つ物質）鑑定の結果は誤りでした。DNAを再び鑑定したところ、菅家さんが犯人ではないということが明らかになりました。この結果、菅家さんは再審（もう一度裁判を受け直すこと）が認められ、2009年の10月21日から再審が始まりました。

冤罪が引き起こされる大きな原因には、自白（自ら罪を認めること）を事件の証拠として重くあつかがうことが挙げられます。第2次世界大戦で敗戦をむかえる前の日本では、自白だけでも有罪とすることができたため、命を落とす人もいたほど厳しい拷問（自白を無理やり得るために、相手の体を痛めつけること）をおこなって、自白を得ようとすることもありました。そこで、日本国憲法では拷問や自白について、次の条文をもうけています。

### 第36条

(2) <sup>こうもん</sup> <sup>ざんぎやく</sup> <sup>けいばつ</sup>による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

### 第38条

- ① <sup>なんびと</sup>何人も、自己に(3) <sup>きょうじゆつ</sup> <sup>きょうよう</sup>な供述を強要されない。
- ② (4) <sup>も</sup> <sup>きょうはく</sup> <sup>じはく</sup> <sup>よくりゆう</sup> <sup>こうきん</sup>、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に(3) <sup>か</sup> <sup>きょう</sup> <sup>きん</sup>な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

[注]「残虐」むごたらしく苦しめること。

「供述」うったえられた人や犯罪の疑いのある人などが、裁判官や検事などの質問に答えること。

「抑留」逮捕して、身体を自由を制限すること。

「拘禁」身体を自由を制限し、一定の場所にとめておくこと。

これらの条文は自白だけを証拠に、人を罰してはいけないことを示しています。ところが、現実には自白を得るための強引な捜査がおこなわれてしまうのです。菅家さんも取り調べの中で自白をするのですが、これは無理やり言わされたものだと、裁判の途中からは無罪をうったえていました。

法律では刑事事件（刑罰を科すべきかが問題となる事件）の捜査の流れについて、次のように定めています。

警察は捕まえた犯罪の疑いのある者（被疑者）を、48時間以内に検察庁（犯罪について調べ、裁判にかけるかを定める役所）へ送るかどうかが決めます。被疑者を受け取った検察官は、24時間以内に裁判官に勾留（疑いのある人やうったえられた人を一定の場所にとめておくこと）の請求をするかどうかを決めます。勾留が決まると、被疑者は(1) <sup>せいきゅう</sup> <sup>こうちしよ</sup>省が管理する拘置所（うったえられている人や刑を言い渡された人とどめておく施設）に移されます。その後、20日間以内に裁判にかけるかどうかが決められるのです。

しかし、日本では警察の中にある留置場（警察署の中で、捕まえた者を一時的にとめておくところ）を拘置所の代わりとしてもよいと、被疑者は捕まえられた後、最も長い場合は23日間も警察の中で過ごすことになるのです。このような制度を代用監獄制度とよびます。代用監獄の中では、被疑者は外の世界と切り離され、警察の取調官による取り調べのみが続く日々となります。このため、被疑者はだんだん精神的に追い込まれ、偽りの自白をしてしまうことがあるのです。

代用監獄制度は、冤罪につながりやすい環境であるとして、国際社会でも批判されています。日本も批准（国が調印した条約を最終的に確認し、同意する手続きのこと）している国際人権規約には、「刑事上の罪に問われて逮捕または抑留された者は、裁判官か司法権を持つ他の役所へ速やかに連れて行かれるものとする」とあります。また、1980年に国際連合総会では、「あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための原則」が全会一致で決められ、加盟国が違反することを禁じています。代用監獄制度をいつまでも残しておくことは、これらの取り決めに反することになるのです。

今からちょうど100年前の1910年、明治天皇の暗殺を計画したという疑いで、多くの人々が逮捕され処刑された大逆事件と呼ばれる事件がありました。明治時代の刑法では、「天皇、天皇の祖母、天皇の母親、天皇の妻、皇太子または皇太子の息子に対して危害を加えた、または加えようとしたものは死刑にする。」（原文を現代の言葉に書き直したものです）という大逆罪を定めていました。

1900年代はじめの日本の社会は、(5) <sup>きがい</sup> <sup>きん</sup> <sup>きん</sup>革命が進み、会社や工場を経営する豊かな者（資本家）と、そこで働く貧しい者（労働者）を生み出しました。当時の働く環境はとてもひどく、労働者はヨーロッパやアメリカなどよりもはるかに低い賃金で、長い時間働かなければなりません。すでに日清戦争の前から、労働者はまとまって賃金の引き上げなどを求めてストライキなどを起こしていました。このよう

な社会を変えていくために、「平等」の価値を重んじる新しい考え方である「社会主義」がしだいに労働者の中に広まっていきました。社会主義の立場をとる人々のなかには、ストライキなど直接行動を起こして社会を変えようとする人々や、政党をつくり、議会で自分たちの権利をうたがえていこうとする人々がいました。社会主義の運動は、議会に自分たちの代表を送り込むために、(6)□□選挙制度を求める動きにもつながっていきました。

1906年にできた西園寺公望内閣は、それまで認めてこなかった社会主義の政党をはじめて認め、「日本社会党」がこの年に生まれました。日本社会党は、はじめは議会を通して自分たちの考えを実現させようとしたのですが、しだいに直接行動することが社会を変えることにつながるといいう方針へ変わっていきました。この動きが大きくなることをきらった政府は、翌年日本社会党を解散させました。

このような時代の状況のなか、大逆事件は社会主義者を弾圧するために利用されたのです。事件の中心人物であるとされて処刑された幸徳秋水(1871～1911)は、早くから中江兆民(1847～1901)の影響を受け、(7)□□□□運動から社会主義思想へ進んだ、明治時代の社会主義運動の指導者のひとりです。

事件は、1910年の5月25日長野県明科町(現在の安曇野市)で爆弾を隠し持っていたとして、4人の社会主義者が逮捕されたことから起きました。計画を進めた者と顔見知りであるということも多くの人々が捕まり、無理やり自白をさせられた結果、逮捕された者は全国で数百人にもなりました。幸徳秋水も「事件に関係しているだろう」という理由で捕まりましたが、被告人のほとんどは天皇や皇太子の暗殺の計画とは関係がありませんでした。ところが、取り調べの結果、26名が大逆罪にあたるとうたえられました。12月10日から29日までの大審院での裁判は、国民に詳しい内容を何も知らせないまま秘密のうちにこなわれ、翌年の1月18日に24名が死刑、2名に懲役8年と11年の判決が下されました。

大逆罪は天皇にかかわる特別な罪であったため、現在のような(8)□□制ではなく、大審院でおこなわれるただ一回の裁判ですべてが決まるのでした。翌日、死刑の判決を受けた者のうち12名が天皇の「仁慈(国民はすべて天皇の子どもだとして、情けをかけること)」によって、無期懲役となりました。幸徳秋水たち12名は、判決からまもない1月24日・25日に死刑にされました。事件の後、社会主義の運動は息が止まったような状態となってしまいました。この事件は日本の社会に大きな衝撃を与え、石川啄木(1886～1912)や森鷗外(1862～1922)など文学者たちは、作品や日記を通して政府のやり方の強引さを批判しました。また、外国でも抗議の運動が起こりました。

判決から50年後の1961年、死刑の判決(後に無期懲役となった)を受けた後、仮出獄(刑を受けている者が心を改めていると認められた場合、刑務所から出られること)が許され、日本国憲法の発布によって市民としての権利を取り戻した坂本清馬(1885～1975)が中心となって、新しい証拠資料をそろえて「大逆事件再審請求の申し立て」を東京高等裁判所に出しました。その資料のなかで、拷問による厳しい取り調べや、政府の裁判への口出しなどさまざまなことがわかったのです。しかし、この請求が退けられたため、裁判を通じて事件の本当のすがたを明らかにする道はなくなってしまいました。大逆事件の弁護にあたった今村力三郎は、「多くの冤罪者がいたであろう」と述べています。権力を持つ者が拷問や自白を通して、ある目的に向って犯罪を作り出すこともできるのです。

現在のような民主主義を基本とする国のしくみができあがる前は、国王のように大きな権力を持つ者が自分の好き勝手に裁判を開き、人を罰していました。しかし、17世紀から19世紀にかけて、一部の支配者だけが権力を持って思い通りにふるまうことに反対した市民が、すべての人に自由や平等の権利が認められるような社会をめざして立ち上がりました。このような動きはヨーロッパの国々ではじまり、市民革命といわれます。人が生まれながらにして持つ基本的人権の中には、裁判を受ける権利も含まれており、日本国憲法でも認められています。

しかし、裁判のしくみが整えられたとしても、よくない取り調べがおこなわれている、人権を守ることはできません。はじめに述べた菅家さんのような事件が再び起きないようにするためには、取り調べのはじめから終わりまでの全てを録画・録音しておくということが必要です。これを「取り調べの可視化(見える状態にすること)」といいます。今まで、検察庁や警察庁は録画や録音することに反対でした。(9)□□□制度がはじまるにあたり、検察庁や警察庁は取り調べの一部を録画・録音することを認めました。

可視化の本当の目的は、捜査と取り調べの過程をはっきりとさせることであり、取り調べの一部を記録するだけでは不十分といえます。私たちは裁判が始まってからではなく、裁判が始まる前にも目を向けなければなりません。冤罪が起きないようにするために、市民の目がゆきとどくしくみをつくっていく必要があるのです。

#### 参考文献

『日本の歴史 5 明治国家と民衆 日本資本主義とアジア』 家永 三郎 編 ほるぷ出版

『日本の歴史 18 日清・日露戦争』 海野 福寿 集英社

『日本の下層社会』 横山 源之助 岩波文庫

問1 文章と新聞記事中の空欄(1)～(9)に入る語句を漢字で答えなさい。□内に1字とする。

問2 下線部㉔について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 足利市を流れる川で、上流に足尾銅山がある川の名前を漢字で答えなさい。
- (2) 足利市は織物で栄えたことでも有名です。足利市と同じように、織物で栄えた町を次の中から1つ選び、記号で答えなさい。  
ア. 茨城県水戸市 イ. 千葉県銚子市 ウ. 群馬県桐生市 エ. 栃木県日光市
- (3) 足利市は室町幕府を開いた足利氏のおこった地です。室町幕府について、次のア～オが正しければ○を、間違っていれば×をつけなさい。  
ア. 足利義満が明と貿易を始め、日本から銅などが輸出された。  
イ. 幕府の保護によって、歌舞伎がさかんにおこなわれた。  
ウ. 足利義政が、京都の北山の地に銀閣寺を建てた。  
エ. 応仁の乱の後、下剋上の世となり、幕府の力は衰えた。  
オ. 1573年、豊臣秀吉が足利義昭を京都から追放した。

問3 下線部㉕について、次の(1)(2)の問いに答えなさい。

- (1) 2009年8月31日に総選挙がおこなわれました。現在の衆議院の選挙制度を漢字で答えなさい。
- (2) 総選挙の結果、民主党とともに与党となった2つの政党の名前を漢字で答えなさい。

問4 下線部㉖について、次の(1)(2)の問いに答えなさい。

- (1) 刑事裁判の原則には、「□□□□は罰せず。」という言葉があります。空欄に入る言葉を答えなさい。
- (2) (1)の言葉の意味を説明しなさい。

問5 下線部㉗について、次の(1)(2)の問いに答えなさい。

- (1) 1948年に国際連合総会で採択された人権についての文書を漢字で答えなさい。

- (2) ロンドンに国際事務局があり、死刑の廃止や難民の保護などをうったえ、人権を守るために国際的な活動を続ける NGO (非政府組織) に「□□□□□□・インターナショナル」があります。空欄に入る言葉をカタカナで答えなさい。

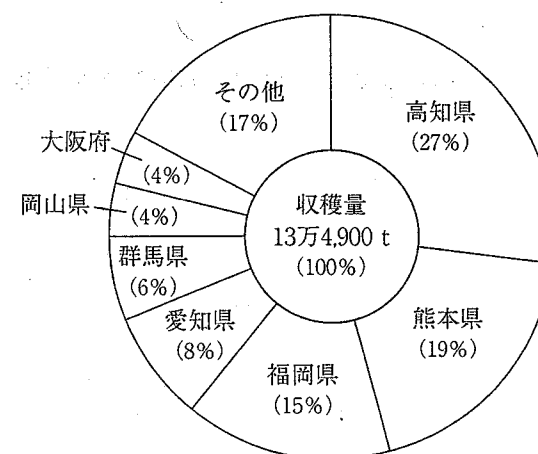
問6 下線部㉘について、現在の日本でも、安い賃金のために働いても豊かになれず、人間らしい暮らしを営むことが難しい人々が多くいます。このような人々を何と呼びますか。カタカナ7字で答えなさい。

問7 下線部㉙について、1918年にできた政党内閣の首相の名前を漢字で答えなさい。

問8 下線部㉚について、中江兆民は高知県の出身です。高知県に関する次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) グラフで示されている農産物を次の中から選び、記号で答えなさい。

(農林水産省ホームページより データは2008年度の生産量)

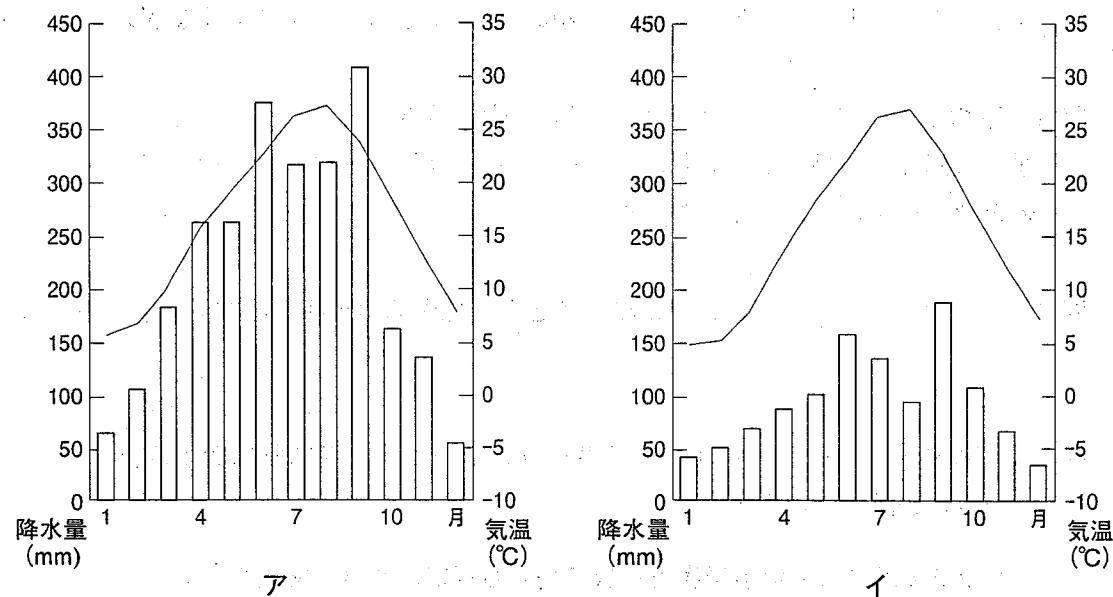


- ア. なす      イ. ピーマン  
ウ. はくさい      エ. トマト

- (2) 高知県の中部から西部にかけて流れ、四国で最も長い河川を次の中から選び、記号で答えなさい。

- ア. 肱川      イ. 仁淀川      ウ. 四万十川      エ. 吉野川

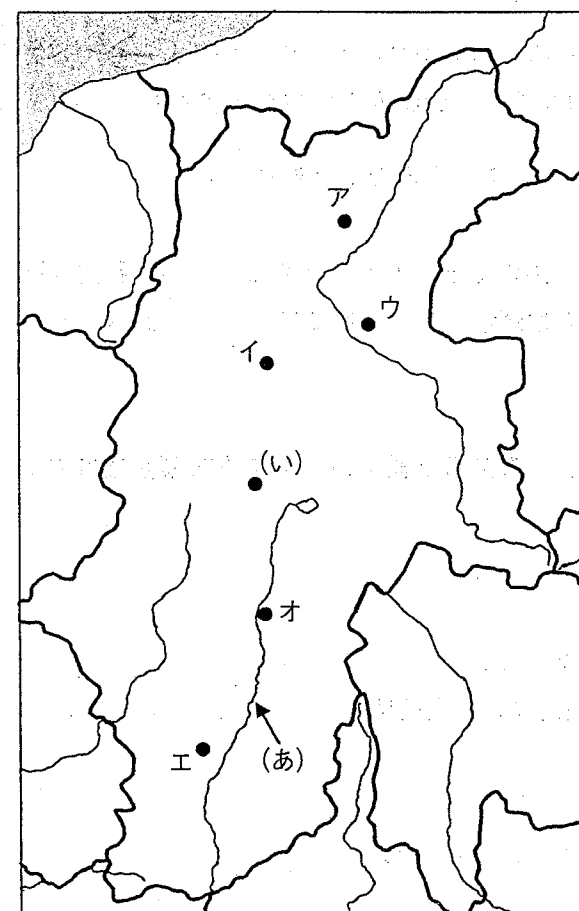
(3) 次の雨温図は、高知市と高松市のものです。ア・イのどちらが高知市かを選び、その理由も説明しなさい。



(『最新地理統計資料集 2008/09 版』正進社)

問9 下線部㊦の運動がさかんだった1881年に結成された政党の名前を漢字で答えなさい。

問10 下線部㊦について、次の(1)～(5)の問いに答えなさい。



(1) 安曇野市からは北アルプスの山々がよく見えます。安曇野市は長野県で2番目に大きな都市である松本市にも近く、観光地としても有名です。地図中のア～オの中から安曇野市の位置を選び、記号で答えなさい。

(2) 安曇野市で、日本で一番生産がさかんな農産物を次の中から選び、記号で答えなさい。

- ア. なし      イ. くり  
ウ. もも      エ. わさび  
オ. りんご

(3) 次の文章は長野県の中で「暴れ川」として知られた地図中(あ)の河川の説明です。この河川の名前を漢字で答えなさい。

諏訪湖から流れ出し、赤石山脈と木曽山脈の間を流れて、静岡県の浜松市と磐田市の間を通り海に注ぐ河川。

(4) 地図中の(い)の都市は中山道の宿場町で、日本海側の糸魚川や太平洋側の地域から、内陸の長野県では生産できなかったある物産を運ぶ道が通っていました。ある物産とは何かを答えなさい。

(5) 2025年の開業をめざして、東京と大阪を結ぶ新しい交通機関が、長野県の中を通る予定です。この交通機関を答えなさい。

問 11 下線部㉔は、大日本帝国憲法のもとでの最上級の裁判所で、現在の最高裁判所にあたります。次の(1)(2)の問いに答えなさい。

(1) 最高裁判所の裁判官は、任命後はじめての総選挙のときに、裁判官としてふさわしいかどうか、国民の判断を受けます。この制度の名前を漢字で答えなさい。

(2) 最高裁判所は「憲法の番人」といわれます。この理由を説明しなさい。

問 12 下線部㉕の人物は「地図の上 朝鮮国にくろぐろと 墨<sup>すみ</sup>をぬりつつ 秋風を聴く」という短歌を残しています。この歌が示している歴史的な出来事<sup>できごと</sup>を答えなさい。

問 13 下線部㉖について、日本国憲法の次の条文の空欄にあてはまる言葉を語群の中から選び、記号で答えなさい。

第14条

① すべて国民は、( あ ) に平等であって、( い )、信条、( う )、社会的身分又は門地<sup>もんち</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条

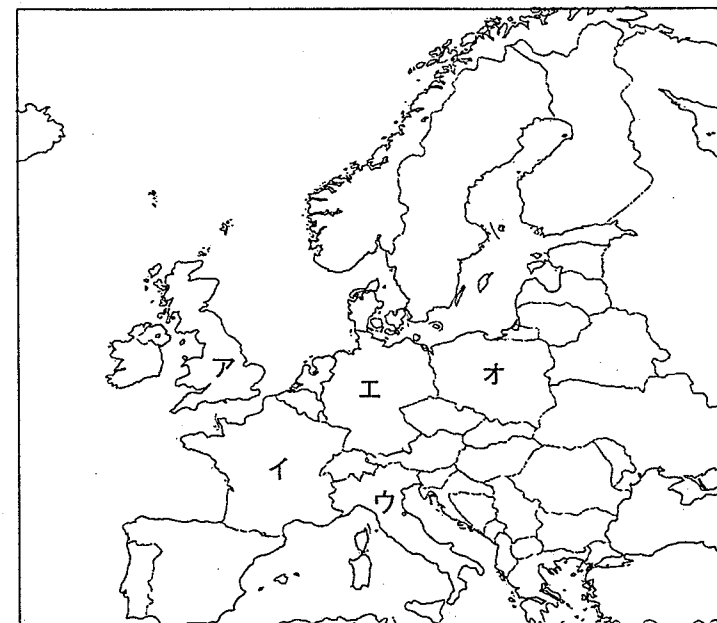
思想及び( え )の自由は、これを侵<sup>おか</sup>してはならない。

語群

ア. 集会    イ. 人種    ウ. 個人    エ. 学問    オ. 性別    カ. 宗教  
キ. 保障    ク. 尊重    ケ. 民族    コ. 表現    サ. 良心    シ. 法の下<sup>もと</sup>

問 14 下線部㉗について、次の文章はEUに加盟しているある国の説明です。この国の名前を答え、場所を地図の中から選び、記号で答えなさい。

この国はEUの中で最も人口が多く、EU内での貿易では輸出・輸入とも一番大きい割合を占めています。東西に分かれていた国が1990年に統一されました。



問 15 下線部㉘について、冤罪をなくしていくために必要だとあなたが考えることを、問題の文章を参考に書きなさい。

解答用紙

社 会

(第1回)

|    |     |  |  |     |  |  |  |     |     |  |  |     |  |  |     |  |
|----|-----|--|--|-----|--|--|--|-----|-----|--|--|-----|--|--|-----|--|
| 問1 | (1) |  |  | (2) |  |  |  | (3) |     |  |  | (4) |  |  | (5) |  |
|    | (6) |  |  | (7) |  |  |  |     | (8) |  |  | (9) |  |  |     |  |

|    |     |  |  |   |     |  |     |   |   |   |   |   |
|----|-----|--|--|---|-----|--|-----|---|---|---|---|---|
| 問2 | (1) |  |  | 川 | (2) |  | (3) | ア | イ | ウ | エ | オ |
|----|-----|--|--|---|-----|--|-----|---|---|---|---|---|

|    |     |   |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|----|-----|---|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 問3 | (1) | 制 |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|    | (2) | 党 |  |  |  |  |  |  | 党 |  |  |  |  |  |  |

|    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 問4 | (1) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|    | (2) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|    |     |  |  |  |  |  |  |     |  |  |  |  |  |  |
|----|-----|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|
| 問5 | (1) |  |  |  |  |  |  | (2) |  |  |  |  |  |  |
|----|-----|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|

|    |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--|
| 問6 |  |  |  |  |  |  |  | 問7 |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--|

|    |     |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|-----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 問8 | (1) |    | (2) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|    | (3) | 記号 | 理由  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |     |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|
| 問9 | 党 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ( ) |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|

|     |     |  |     |  |     |  |   |     |  |
|-----|-----|--|-----|--|-----|--|---|-----|--|
| 問10 | (1) |  | (2) |  | (3) |  | 川 | (4) |  |
|     | (5) |  |     |  |     |  |   |     |  |

|     |     |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|-----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 問11 | (1) |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     | (2) | 理由 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 問12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|     |   |   |   |   |     |    |    |
|-----|---|---|---|---|-----|----|----|
| 問13 | あ | い | う | え | 問14 | 国名 | 記号 |
|-----|---|---|---|---|-----|----|----|

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |     |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|
| 問15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ( ) |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 受 験 番 号 | 氏 名 | 得 点 |
|         |     |     |